

佐野市監査委員告示第13号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和2年10月27日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 井川 克彦

第1 監査箇所

市民生活部（市民生活課、環境政策課、クリーン推進課、人権・男女共同参画課、隣保館、市民課、田沼行政センター、葛生行政センター）

第2 監査期間

令和2年9月1日から同年10月27日まで

第3 監査の結果

1 市民生活課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 環境政策課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 クリーン推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 人権・男女共同参画課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

5 隣保館

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

6 市民課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りが

なく適切に処理されている。

7 田沼行政センター

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

8 葛生行政センター

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。